

る。特に、昭和48年度及び昭和50年度においては、それぞれ前年度を大幅に上回るが、その理由は共同調理場の増加、教職員定数に関する法律の一部改正によるものである。

なお、学校栄養職員の配置基準は、次のとおりである。

- ① 小・中学校（完全給食実施校）
児童生徒数 2,500人当たり 1人
- ② 共同調理場
児童生徒数 5,000人以下…… 1人
児童生徒数 5,000人以上…… 2人
- ③ 盲、聾、養護学校（完全給食実施校）
1校当たり 1人

従って、今後も、学校栄養職員の配置につい

ては、基準のとおり充足するとともに、学校給食の食事内容及び衛生管理を充実するため、学校栄養職員の資質向上を図る必要がある。

(2) 調理従事員

調理従事員の配置状況をみると、図4-3-3のとおり、1施設当たりの設置数は、各年度ともに、共同調理場が多く、小・中学校は少ない。

また、1施設当たりの調理従事員数は、最近の5年間に、小・中学校においては、ほぼ横ばい状態で推移し、共同調理場においても、昭和49年度を除き、ほぼ一定である。

従って、今後は、小・中学校における調理従事員の増員を図る必要がある。

なお、調理従事員の増員に当たっては、学校規模等を十分に考慮し、適正な調理従事員数を確保する必要がある。

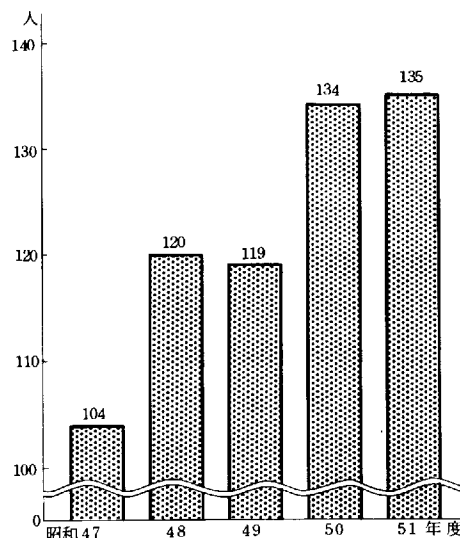
2. 施策の基本方向

(1) 学校栄養職員

学校栄養職員数については、昭和60年度までに、学校栄養職員の配置基準を充足するよう努めるとともに、学校給食の食事内容及び衛生管理を充実するため、更に増員を図るよう努める。

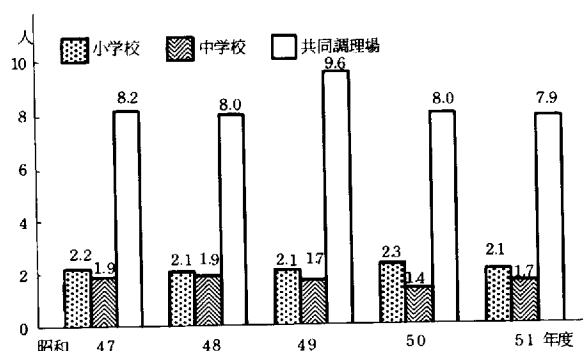
(2) 調理従事員

図4-3-2 学校栄養職員の配置状況



注：「保健体育課調査」(昭47～昭51)による。

図4-3-3 1施設当たりの調理従事員の配置状況



注：「保健体育課調査」(昭47～昭51)による。